

○12番（川瀬 孝代君） 12番、川瀬孝代でございます。初めに、今回の2月の町議会議員選挙期間におきまして、多くの皆様から温かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。2月27日より4期目がスタートいたしました。公明党の立党精神であります「大衆とともに」を心して、女性の視点を活かしながら、町民の皆様の声を大切に一般質問等を通して、これからもまちづくりのために政策提案を中心にしてまいりたいと思います。昨年12月に改訂されましたSDGs実施指針には、議会の役割について、国民の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映させることが期待されると明記されました。議員として、また議会の構成議員の一員として、精いっぱい働いてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルスが急速に拡大し、国内が大変混乱している状況であります。2月27日、有志の議員で新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急要望書を水谷町長にお渡しいたしました。また、様々な現場でも現在問題が起こっており、町民の方からの声を先日、国に届けたところでございます。国は国民に寄り添って対応していくことが最も重要でございます。国からの対応、そしてまた対策に協力しながら感染防止に取り組み、一日も早く回復していくことを願っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

一つ目、犯罪被害者等支援についてです。今回の質問は内容的に大変重いものになっております。しかし、この課題を避けては通れないということで質問をさせていただきます。犯罪被害者やその家族などの支援は国と地方自治体の責務と定め、犯罪被害者等基本法が平成16年に制定され、15年以上が経ちました。犯罪に巻き込まれた被害者や家族と遺族が受けた被害を回復や軽減し、犯罪被害者等のための施策に協力することに努めることや、犯罪被害者の権利を明記しております。昨年10月に「みえ犯罪被害者総合支援センター」副理事長で臨床心理士でもあります仲 律子氏を迎え、犯罪被害者に寄り添い支援活動をしている現状や、市町の犯罪被害者等支援の必要性について講演を受けました。

仲氏は、近年、犯罪など後を絶たない中、一部の人の特別な事件と思われるが、だれもがいつ犯罪に巻き込まれてもおかしくないもので、だれもが犯罪被害者になる可能性があるという認識を持つことがとても大事であると、そして予想もなく突然起きる事件に、犯罪に巻き込まれた人や家族は、仕事や家事、育児などの日常生活ができなくなり、心身ともに不調になり、大きく傷つき、経済的な面では仕事が続けられなくなり、例えばローンの返済や家賃が払えなくなってしまう。精神的な面ではカウンセリングが必要になるなど生活に支障が出て、大きな負担が伴うとともに、様々な問

題を抱えてしまうという厳しい現状を話されておりました。例えば、殺人事件の場合、被害者は警察への捜査の協力依頼、深い悲しみの中での遺体の確認、葬儀、葬儀費用、医療費、事件後の清掃費、費用、そしてまたマスコミの取材で家にいられなくなりホテル住まいになることがある。そのホテル代など自己負担になります。突然に高額な経済的負担を強いられます。またネットでの被害もあり、想像を絶する環境に置かれてしまうということになります。

その中で、全国でも条例制定の動きがあります。三重県では遺族の要望を受けて、三重県犯罪被害者等支援条例を制定し、昨年4月から施行されています。また県内市町では、県に続いて四日市市で昨年10月に条例を施行しています。地方自治体が行わなければならない支援は遅れがちと言われております。地方自治体には被害者の負担を減らすためにきめ細やかな支援が求められているところでございます。犯罪被害者支援の取り組みには、防犯対策と同様に、生活の安全確保に繋がる重要な施策であると考えます。

そこで1点目、町では今までに相談がありましたか。また犯罪被害者への相談体制はどのようになっているのでしょうか。

2点目、だれもが安心して暮らせるまちづくりへの取り組みをするために、犯罪被害を受けた場合に必要な支援を得られることが重要になります。そのための条例制定へのお考えをお聞きいたします。

答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 犯罪被害者支援についてのご質問にお答え申し上げます。

昨今、報道等において、凶悪な犯罪や、交通被害にあわれるなど痛ましい事件が頻発しており、心を痛めております。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族は、直接的な被害に加え、周囲からの偏見や、心ない言動による心身の不調、経済的な損失等の二次被害や、加害者からの再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安等に苦しめられます。

県におきましては、こうした犯罪被害にあわれた方や、そのご家族が様々な被害から立ち直り、早期に平穏な生活を営むことができるよう、先ほど議員がご指摘のように、平成31年4月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行し、支援を始めたところでございます。

本町での相談状況についてでございますが、県条例施行後、現在のところ直接町で

犯罪被害についての相談を受けた事例はございません。しかしながら、いつ相談に来られてもよい体制として、所掌窓口を町民課とし、実際に相談があった場合は、県や役場内のそれぞれの課と連携して、第一次窓口として機能できるよう、丁寧で相談者に寄り添った対応をさせていただこうと考えております。ご希望によっては個室での対応等も行うこととしております。

次に、条例の制定につきましてですが、県内どこの市町においてもひとしく必要な支援が受けられるようにとの県条例の趣旨を踏まえまして、今後、近隣市町の状況も見ながら、必要となれば条例の制定も視野に入れながら検討してまいろうと考えております。

いずれにいたしましても、犯罪被害にあわれた方やそのご家族が安心して生活できるよう、しっかりとした支援体制を構築するとともに、まずは犯罪のない社会となるよう、行政としてできる限りのことに取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） 町長より答弁をいただきました。相談はなかったということです。なかなかこういった事件については相談する方も大変難しい部分があるかと思えます。しかし市町のサービスとして、平時から相談窓口は必要であり、そしてまた、先ほど答弁にもありましたが、明確にしておく、このことはとても重要だと思います。

いつ起こるかわからない犯罪被害者からの相談に対応するために、相談体制が必要であり、また生活面では最も身近なところは町になります。三重県犯罪被害者総合支援センターとの連携がとても重要かと思えますが、そしてまたそれと同時に、地域の安全といった観点から住民への周知も必要かと思えますが、この点については当局としてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 松田 徹町民課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。相談体制ということでございますが、既に町長からご答弁申し上げましたとおり、体制の方は整わせていただいたわけでございますが、町独自のリーフレットも作成いたしまして、また県からまいりますそういった資料等も配架し、周知に努めたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） 課長から答弁をいただきました。この犯罪被害者週

間というものが昨年は11月25日から12月1日という、そのような期間がございました。こういった期間に、できれば町民の皆様に、やはりそういう犯罪被害から守るといった部分で広報とか、またホームページ等にも掲載が必要かと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 松田 徹町民課長。

○町民課長（松田 徹君） 議員がご指摘のとおり、その強化週間というものがございまして、そのときには庁舎内にのぼりを立てまして、また平時も、小さな旗ではございますが、私ども町民課の方に設置いたしまして、こちらでご相談を承ると、そういったことは周知させていただくようにさせていただきます。

また、広報等につきましても、今後、随時周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） わかりました。ぜひ、その前向きな方向で進めていただきたいと思います。

さて、この条例制定については前向きな答弁というふうに捉えてよろしいのでしょうか。そのように受けとめてまいります。

基本法の中に、第13条では給付金の支給に係る制度の充実が地方公共団体に義務付けられています。県条例では、経済的な負担軽減策が明記されております。例えば、先日も事件がありましたが、京都アニメーションの放火殺人事件では、60人を超える死傷者がありました。そのときの遺族の方たちは京都府、また兵庫県、静岡県とそれぞれで支援金の給付が異なったところであります。この点で、経済的支援が必要かと思いますが、こういった部分では今後条例を制定していく上での皆さんの話し合いの中でどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 松田 徹町民課長。

○町民課長（松田 徹君） ご指摘のとおり、議員がご指摘の犯罪被害者等基本法の方で、第5条に地域の状況に応じた策というものがございます。本県では既に県が条例を制定し、給付金の支給の方も決めておられるわけでございます。こういったことも鑑みながら、そういう足りない部分について今後検討してまいりたい。例えば食事が十分にとれない部分については、既にそういった部分で要綱をひいて、現物給付のような形で考えておられる市町の方もあると伺っておりますので、そういったことも参考にしながら、今後、議員がおっしゃるとおり、本当に被害にあわれた方

に本当に必要な部分というものを考えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） 確かに県条例の方では、都道府県では初めて経済的負担の軽減を図ったということで、遺族への見舞金が60万、また重症病に対する見舞金が20万、そして先進療養の見舞金が5万という、そのような金額が示されております。四日市では、先ほど課長答弁にもありましたが、経済的負担に加えて、やはり家事援助とか、一時保育の費用とか、転居、家賃に対する費用とか、そういうところも記載されております。そういった部分では地域に応じてということですので、東員町の中でいろんなことを考えられて、取り組みをしていただきたいと思います。東員町の中で実際にこの犯罪にあわれた方のお話をお伺いすると、本当に莫大なお金なんです、何百万という。それを聞いたときに、本当に被害にあわれただけではなくて、経済的な支援が本当に必要だという、そういったところを県も鑑みたのではないかと、そのように思います。そういった意味で、そういうところも考慮しながら、今後、あってはならない、本当はそういうことがないのが一番なんです、大きな枠で取り組みをしていただきたいと思います。

それではもう一点お伺いいたします。またこれは違った角度から質問させていただきます。教育長にお聞きしたいと思います。

現在、子どもたちの中ではSNSが本当に頻繁に使われている。その現状があると思います。例えば事件が起きました栃木県での保護された事件の件では、男性がツイッターを通じて児童を公園に誘い出して、自宅に連れ去っていくということがありました。これはツイッターを使っただけの事件だったんですが、SNSを通じた犯罪被害は、昨年、1,811人とありました。そして先日ですが、このことに関して警察庁による報道によりますと、また人数が増えたという、2008年以降に2番目に多かったということで、この人数的な部分というのも、大変大きな影響を及ぼしていると思うんです。2,082人ですかね。こういった部分を考えてときに、子どもたちというのは面識がなくても知り合いと思って認めてしまうのではないかと、警戒心がない状況、犯罪という認識が大人より乏しいのではないかと、そのように見受けられます。これをどう防いでいくのか、ここが大きな観点だと思います。教育現場ではどのような対策をお考えなのか、教育長の答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） お答えさせていただきます。インターネット上の犯

罪に巻き込まれない、それから犯罪を起こさないということは、今、小中学校の東員町の先生たちの大変重要な課題であると認識しております。しかしながら、幸いなことながら、ここ10年間でインターネット上で犯罪にどうこうというのは、私の記憶では未遂事件が1件だけありました。それ以外はありません。

ただ、インターネット上、SNS上のいじめというか、ラインの中で不快な思いをさせられるとか、それから仲間外れみたいにされるというのは、去年はゼロ件だったんですけど、今年度は3件ありまして、先生たちもある面で非常に危機意識を持って取り組んでおります。

私どもは、このことに対しまして、先ほど先生たちが本当に一生懸命重要な課題だということで、今年、情報モラル教育委員会推進委員会という、先生たちの組織で情報モラルについてのアンケートをとっていただきました。その中でわかってきたことがいろいろあるんですけども、一つは中学校1年生になって格段にスマートフォン等の所持等が多くなってくる。それからユーチューブ等の視聴率というのは、もう3歳未満からずっと見ている。60%ぐらいの子が見たことがある。もう中学校や小学校になったらほぼ100%、そして中学校でいきますと1日に見ているのが2時間、3時間、そういう人たちが20%から30%いるという。そして最大の問題は、実はこれ、フィルタリングをかけて見てもらわなあかんのですけども、フィルタリングをしていないのが4人に1人ぐらいの割合。フィルタリングをしていないというのはどういうことかという、過激な性描写に直に触れる。それから非常に見たくもないような暴力に直に触れる。そしてわけのわからないお誘いに乗ってしまう危険性があるということ、もっともっと私たちも、そして大人社会も、僕が言いたいのは企業、そのSNSをやっている会社、ゲームが楽しいですよとか、おもしろいこんなゲームですよというコマーシャルばかりしないで、もっと危険性がある、もっと依存症になるというようなことをやっぱり発してもらいたいなと思っています。

学校の方では、中学校では年に2回ほど専門家を呼んで研修会を、子どもと親にもやっています。それからもう今ネットトラブルではなくて、ネットの依存症というような形も出てきますので、今年の6月に日本のネット依存の病院の先生に来ていただきまして、そこで保護者相手に講演会、研修会をしている。こういうのを積み重ねてやっていかなければならないなということを思っておりますし、そういう取り組みを重点的にやっております。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君）

川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） 教育長から答弁をいただきました。お話を聞くごとに、本当に胸が痛い内容ではないかなというふうに思いました。うちも孫がおりますが、本当に小さな3歳の孫がユーチューブを見て喜んでいて、その現状があります。このスマホが広がったというのも一つの大きな拡大にもなっていったのではないかと、ということも専門家の中ではお話があります。

一番本当に危険なのは、もちろん最初にお話をした犯罪被害者の部分というのもとても重要なんですが、何しろ子どもたちが巻き込まれているという、この現状というのは本当に社会全体でしっかりと考えていかなければいけないと思いますし、教育だけに任せるのではなくて、やはり家庭、家庭の中での教育、そういったものがとても重要になると私は思います。

児童虐待の部分も新聞等を見ますとまただんだんと増えてきてまいります。そういった意味で、家にいる保護者がずっと携帯電話を離さないとか、食事をしているときも子どもを見るのではなくて、携帯を見ているとか、そのようなお話も多々聞くときもあります。そういった意味で、しっかりとまた教育長を中心に取り組みをしていていただきたいなと思います。巻き込まれないことが一番大事です。本当にそんなことが実際に東員町であれば、本当に町としても大変大きな損失になるのではないかと、そのように思います。

さて話は戻りますが、犯罪被害者への支援は多岐にわたり、様々なことから問題になっているんですが、もとの生活に戻るにはとても時間がかかります。そしてまた戻ることができないかもしれません。社会全体で支えられるようにしていくことがとても大事です。行政や町民が応援しているということを知らせていくことが大事ではないかと思えます。そういった意味では、そういう犯罪に対して理解をしていく。こんなことが起こってしまったらこういうことになってしまうんだという、そういうところをしっかりと示して行っていただきたいと思えます。町においてもさらにそういった部分では福祉の連携、これがとても重要だと思います。先ほど町長の答弁にもありましたが、各課が連携をしてというようなお話でしたが、しっかりとこの福祉の連携、それをともにとっていただき、支援ができる体制、そういうものを常日ごろからしっかりと構築していただいて、今回のこの質問を終わります。

次の質問にいかせていただきます。

2つ目、大人のひきこもりについてです。この内容も大変ナイーブなこともありますし、また大変厳しい面もありますが、日本にとっての大きな課題ということで質問させていただきます。

このひきこもりへの支援については数年前から私も当事者の話を聞き、また専門家の研修会などに参加させていただきながら考えてまいったところでございます。そしてその中で一番厳しいのがやはり家族からの声でした。なかなか外には声を出せないといった部分で厳しいものがございました。厚生労働省による定義には、ひきこもりとは仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態のこと。買い物などで時々外出することもあるという場合もひきこもりに含まれるとしています。また、ひきこもりは特別な現象や症例ではなく、何らかの理由で周囲の環境に適応できなくなったときに、社会との関係を拒絶し、ひきこもるといふことがあり得るのです。ひきこもりは単一の疾患ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを意味します。ひきこもりについて、これまで1980年代以降、若者の問題とされてまいりました。国の調査対象は39歳までに限り、その数は約54万人と推計されております。しかし、中高年のひきこもりにおいては、公明党の中で現場の声を聞いて、そして党として実態調査の実施を訴えてまいりました。ようやく政府は昨年3月に40歳から64歳の中高年齢層を対象にした内閣府の調査で、全国で約61万3,000人にのぼると推計され、社会に大きな衝撃を与えたところですが、ひきこもり期間は7年以上が約半数、20年を超えている場合は2割など、深刻な理由として高齢化、そして長期化しているという結果でございました。

ひきこもりは若者の問題だけではなくなくなってしまっている。特に50代のひきこもりの面倒を80代の親が見るといふ、いわゆる8050問題は、親が年金受給世帯になり、貯金を切り崩しても生活を維持することができなくなってきたために問題が深刻化したということでございます。共倒れのリスクと併せて指摘されております。ひきこもり状態の人の約3割越えがお父さん、お母さんの生計を頼っている実態も明らかになってまいりました。したがって世帯単位で支援をしていくという観点がこれから必要になってまいります。ひきこもり期間の長期化などで支援の手が届きにくく、地域福祉の大きな課題となっております。

そこで1点目、町としてひきこもりの現状と課題をどのように捉えているのでしょうか。

2点目、相談窓口や相談体制はどのようにしているのでしょうか。

3点目、行政としての支援の現状、そして課題はどのようでしょうか。

答弁を求めます。



○議長（水谷 喜和君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） 大人のひきこもりについて、お答えいたします。

ひきこもりの現状と課題につきましては、議員ご指摘のとおり、内閣府の平成30年12月の調査におきまして、40歳から64歳のひきこもり者数が61万3,000人と推計されており、15歳から39歳の推計54万1,000人を上回り、ひきこもりが長期化し高齢化をたどっております。このようなことから、全国で100万人以上の方がひきこもっていることは、大きな社会問題となっております。

本町におきましては、今年度「こころの健康相談」で2件、障がい者の基幹相談で5件の計7件の相談がございました。町内のひきこもり者数は不明ではございますが、全国の推定者数から比較いたしますと、相談件数がかかなり低くなっております。町内でひきこもりになっている方や、ひきこもりで悩んでいる家族もたくさんみえることが推測されます。このひきこもりの相談件数が少なく、支援を希望する家族も少ない要因は、家族が世間体を気にすることで表面化しないことや、デリケートな問題でもあり、身近なところには、相談しづらいことが考えられます。実態調査ができていないことや、ひきこもりが長期化することが課題と認識しております。

相談体制につきましては、地域の精神科医師または精神保健福祉士の協力によりまして、年4回「こころの健康相談」を実施しております。心の悩みをお持ちの方やその家族などからの相談をお聞きし、三重県ひきこもり地域支援センターに繋げるなど、必要な支援をさせていただいております。また、精神に障がいがある方につきましては、障がい者の基幹相談支援事業を委託しております、障害者総合相談支援センターの「そういん」に繋げております。相談支援の他、就労に向けた継続的な支援を行っております。

行政の支援の現状といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、ひきこもりは、実態調査が難しいことから、支援が行き届いていない現状があり、気軽に何でも相談できる体制を整えるため、来年度から地域包括支援センターにおきまして、地域共生社会に向けた福祉総合相談窓口の設置を予定しております。

ひきこもりとなっている方の親が高齢化する8050問題をはじめ、様々な問題が複合化する福祉分野において、相談のワンストップ窓口として対応させていただき、ひきこもりに特化するのではなく、町民の皆様が相談しやすい相談体制を構築し、40歳以上のひきこもりで悩んでみえる家族に関しまして、ご相談をいただき、担当課と関係機関等とが協同して課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、

社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携を図りながら、ひきこもり世帯の実態調査やその対応策に努めるとともに、「広報とういん」やホームページにより、相談支援の周知、啓発を図ってまいります。

よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） 課長より答弁をいただきました。答弁の中に、私が訴えようとしていたことが盛りだくさん入っていましたので、とてもありがたいことだとは思いますが、だれにも相談できずに孤立する本人とか、その家族を見つけ出す、ここが本当に大変難しい部分でもあり、また支援の手を差し伸べる体制づくりというのは重要だと思います。それが求められると思います。

そういった意味では、窓口の本当に相談しやすい体制、そういったものが求められるのが当たり前かなというふうに思います。そしてまた答弁にもありました、この問題に対して実態調査を進めていきたいという答弁がございましたので、それはとても必要なことだと思います。そういった意味で、この実態調査に乗り込んだまちがありました。それは秋田県の藤里町、この大人のひきこもりの部分で大変有名なまちになっています。三重県でも多々いろんな市町がこの研修、またこういう状況というのを講演会を持ちながらやっている場所もあります。ここも社会福祉協議会におきまして、全国初の2011年に個別全戸調査を行い、その中で、大変小さな3,000世帯あまりのところなんです、11人に1人がひきこもり状態であったという、そのような調査報告も伺っております。東員町もできないことではないと思いますので、ぜひそういった方たちに寄り添った支援が対応できるように実態調査の方を進めていただきたいと思います。

そこで、この窓口対応についてお尋ねいたします。専門的な相談員がいるということが一番いいことなんです、先ほども町長の方からのお話がありました、財政的に大変厳しいまちになっている。そういった意味では、お金を使わずにどうやってやっていくのかという部分が大きな課題になるんですが、地域のことに取り組んでいくその社協、そこにコーディネーターなどの配置が必要と思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） お答えいたします。先ほど地域包括支援センターということで、そこで総合窓口をということでございましたが、その中で社会福祉協議会の方にその窓口を委託させていただく予定です。そして第二地域包括支援セ

ンター、笹尾の方でございますけども、そちらの方でNPO法人の「小規模多機能サービス宅老所紫苑」というところに委託させていただく予定でございます。

そのことによって、まずは特にひきこもりですと、なかなかひきこもりとして特化して相談じゃなくて、その福祉全ての相談をその窓口で受けさせていただきながら、その窓口から専門的な方がみえるところ、県の「こころの相談支援センター」等に繋げていこうかなということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君） わかりました。そこまでいろんな体制を考えているということとはとてもよいことだと思います。言うなれば、何でも相談窓口という形になるのでしょうか。これは各市町が様々な地域課題に対して取り組むうえで作っているところもいっぱいあると思います。ぜひしっかりと取り組みをしていっていただきたいと思います。

さてこの人口減少、そしてまた少子化の中で社会の担い手となってもらえらう就労に繋いでいくということも、このひきこもりの方たちにおいてはとても重要だと思います。そこまでには長い、長い時間とそれからいろいろな支援が必要となります。この方たちがこのまま放置されてまいりますと、最終的には生活困窮者になってしまう。その可能性が大変大きいわけです。そういった意味では、日本の損失であり、また東員町にとっても大きな損失になるのではないかなと思います。この社会的投資、そういった部分で考えてまいりますと、今一生懸命取り組んだとしても、最終的には結果が出るのは10年ぐらい経ってしまうのかもしれない。その社会の担い手になってもらえる、町の利益に繋がる、そのようなことを思いながら取り組んでいっていただくことがとても大事なんですが、このひきこもりの方たちの社会的投資、こういった部分については東員町としてはどのようなお考えがあるのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（水谷 喜和君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） ひきこもりの投資でございますけども、現在、相談窓口って総合的なことでございまして、金銭的にまずは民生委員さんや社協等にその窓口等で委託する部分で経費をかけていくということだと思うんですが、民生委員さんについては、報酬ということではございませんので、そういう今の現状ではそういう経費のみとなります。

以上でよろしくお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 小川裕之副町長。

○副町長（小川 裕之君）           私の方から少し補足させていただきます。就労の関係もありましたので、就労のところで少しお話させていただきます。

昨年、国の方でいわゆる就職氷河期の世代支援を行うということで、内閣府にそういう支援室ができました。先ほど川瀬議員がおっしゃったような年齢層としては、30代後半から40代後半ということで、先ほど言われたように、一番社会的な活躍の場があって、なおかつ就労していくことによって税金を納めていただくということで、非常に大事な部分でございますけども、その部分の人たちが全体で1,700万人ぐらいいるというふうに言われていまして、そのうちの約400万人ぐらいが非正規、ないしは長期的に無職、あるいは社会的ひきこもりということで言われております。その部分について、国としてはアウトリーチとかいろんな支援策を丁寧にやっというところということでございますので、その件について多分当然ハローワークとの関連もございまして、先ほどから言っています社会福祉協議会とか、そういった様々なところとの連携、その中に当然町も入ってくると思いますけども、そういったことも含めながら幅広く考えていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（水谷 喜和君）           川瀬孝代議員。

○12番（川瀬 孝代君）           副町長から答弁をいただきました。実際に私もそのような国の動きもあるということも伺っております。東員町としても前向きに取り組んでいただくということで、大変心強く感じました。

さてこのひきこもり、こういった問題に対しては、ある意味不登校というのが関連しているという、そのようなことも言われております。そういった意味で不登校を起す、そういった部分で基本的には家庭教育が基本になるんですけども、不登校の場合は、ゼロ歳から18歳までの途切れのない支援の中で考えてみますと、必ずそういった部分では学校教育があり、そしてまた保健福祉があると言った部分で支えていくところがあります。ところがこの年齢を過ぎた場合というのは、どこも支援するところがないんですね。それが今、大きな問題としても浮上しています。東員町も一生懸命、教育長をはじめ取り組んでいただいていることを大きく評価いたしますが、そういった意味で、その不登校でそのまま置き去りになってしまう、そういった部分が今、見えているわけです。そういった部分での課題というのもこれから東員町がぜひ取り組んでいただく、前向きに支援体制をとっていただくという部分も一つの問題ではあります、課題ではあります、ぜひこういった部分も取り組んでいただきたいなと思います。

国はなかなかこういった部分が見つらいというか、見えないというか、そういった部分で前向きなことはなかったんですが、いよいよ予算も付けていくという前向きなところに進んでまいりました。この点はまだまだこれからの大きな課題であると私も思っております。本当に一朝一夕ではいきませんし、先ほど副町長からの答弁でありましたアウトリーチ、訪問型の支援、これはとても大事だと思います。なかなか窓口には来られないんですね。先ほど答弁にもありましたが、世間体、周りのことを気にして、とてもつらいんだけど、どこにも言うところはないんだけど、窓口には行きづらい。そういった部分があるんです。そういった意味での相談しやすい環境を整備していくといった部分では訪問型、これもとても必要なことだと思います。子育て支援でも言えることですが、そういった意味での伴走型支援、そしてまたもう一点は、例えば高校生の子どもたちが居場所がない、行き場所がないということで各自治体においては、高校生のカフェをやっているところもあります。そういった意味でこのひきこもりの方たちの居場所づくりにもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

今日は新型コロナウイルスが発生しているので、できるだけ早く質問を終わるようと言われてましたが、ちょっと時間がいっぱいになってしまいました。申しわけありません。

最後にひきこもり問題においては、国としてガイドラインの策定、そしてまた地域支援センターの配置、そしてまた生活困窮者の自立支援制度への位置付けをしました。ここで予算が発生したということでもあります。厚生労働省は平成30年度予算でこの生活困窮者自立支援の中の就労の準備支援、そしてまたひきこもり支援の充実費として総額13億円を計上したところでもあります。少しずつですが進んでおりますが、まだまだ十分ではないと考えます。

町長の施政方針に、持続可能な地域づくりができるよう、SDGsの方向性を踏まえた総合計画の策定を目指しているという内容がございました。そういった意味でも、このひきこもりの対策というのは、この総合支援の中に盛り込んでいてもいいのではないかなと思います。言葉が本当にひきこもりというのはどうかなと思いますが、そういった意味で就労支援、そういった中でもぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。というのも、このSDGs、置き去りにしないという理念、そういうものから発しております。地域の見守りや、そして理解を広げながら、孤立をするのではなく、ともに暮らしていける東員町としていくよう、支援への取り組みを求めて、今回の質問を終わります。